

## 図書館相互利用事業について

### 1. 内 容

八戸圏域連携中枢都市圏を構成する 8 市町村

八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町  
が図書館等相互利用に関する協定を締結



『青森県内図書館共通利用券』を持参することなく、8 市町村内の図書館等で登録・利用できる。

### 2. 実施時期

平成 29 年 12 月 1 日（金）～

### 3. 利用登録の流れ（八戸市の場合）

	従来	実施後
1	住所地の図書館（所管部署）へ行く	不要（＝サービス向上部分）
2	氏名、住所を確認できる資料を提示	
3	青森県内図書館共通利用券の発行を受ける	
4	共通利用券を持参し、八戸市図書館（本館、南郷、八戸駅情報センター）へ	氏名、住所を確認できる資料を持参し八戸市図書館へ
5	共通利用券の提示により利用者登録	氏名、住所を確認できる資料の提示により利用者登録
6	資料の貸出	資料の貸出

### 4. 参 考

八戸市図書館条例施行規則第 8 条

図書館資料の貸出しを受けることができる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学する者
- (2) 青森県内図書館共通利用券を持参した者
- (3) 図書館等相互利用に関する協定を締結した図書館等が所在する地方公共団体内に住所を有する者

※今後、八戸圏域連携中枢都市圏を構成する 7 町村の住民の方は、(3) に該当する。

協定締結自治体：二戸市、久慈市、軽米町、洋野町、九戸村